

消費税率引上げに伴う水道料金のご請求金額変更について

お問い合わせ先: 愛知中部水道企業団 営業課 ☎0561-38-0033

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引上げられます。
- これに伴い、水道料金につきましても、令和元年10月1日使用分から消費税率10%でご請求させていただきます。

1. 水道料金の影響額について

消費税額以外の料金の変更はありません

水道料金の請求額には、消費税等相当額が含まれています。そのため、消費税率引上げに伴い、水道料金の請求額も変更させていただきます。

消費税率引上げに伴う水道料金の影響額

例) 口径13又は20mm、2か月あたりの使用水量33m³(※1)の場合

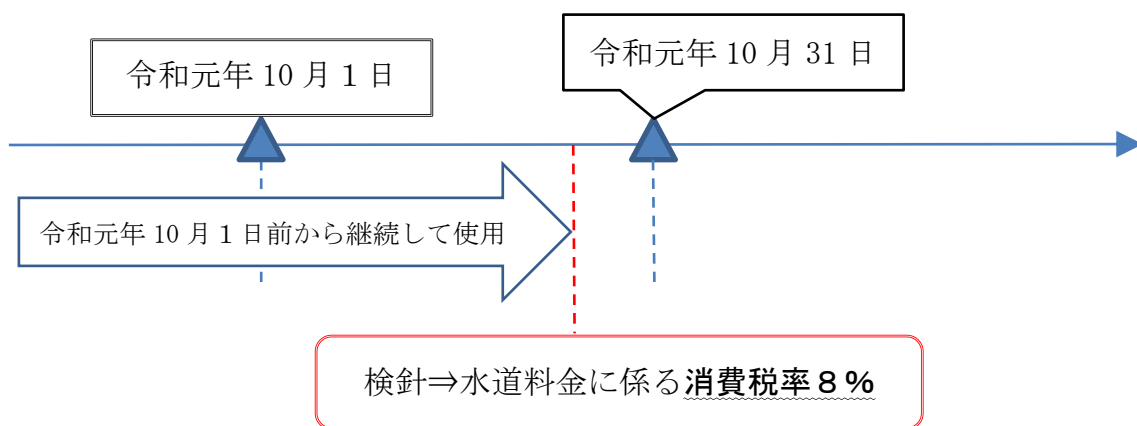
使用水量33m ³	現在(8%)	10%引上げ後	差引(影響額)
水道料金(口径13mm)	4,452円	4,535円	83円
水道料金(口径20mm)	6,180円	6,295円	115円

※1 1世帯あたり平均使用水量 33m³／2か月(平成29年度実績値)

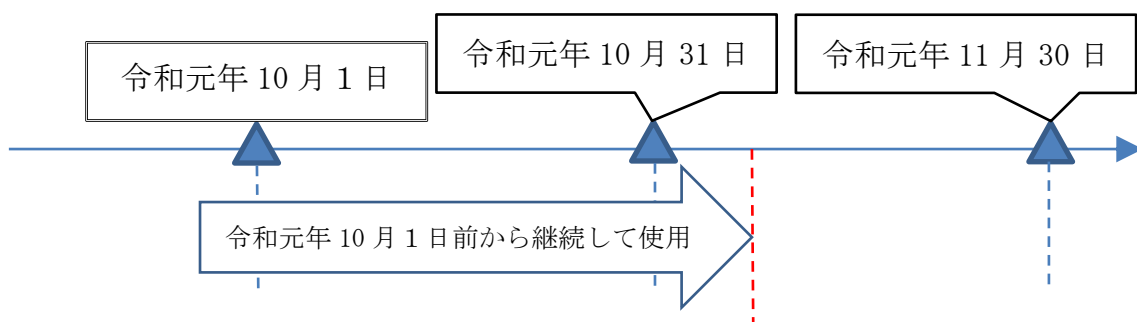
2. 水道料金の経過措置について

令和元年10月1日より前から継続して水道をご使用している場合については、以下のとおり経過措置（消費税率8%）が適用されます。経過措置適用後の水道料金は、消費税率10%でのご請求となります。

- 令和元年10月1日より前から使用し、10月検針（11月請求分）の場合
⇒全額消費税率8%



- 令和元年10月1日より前から使用し、11月検針（12月請求分）で水道の使用期間が2か月以内の場合
⇒全額消費税率8%



検針⇒水道料金に係る①消費税率8%又は②消費税率8%と10%の混在

※①水道使用日数が2か月以内は、全額消費税率8%でのご請求となります。

②水道使用日数が2か月を超える場合は、水道料金の3分の2に係る額が消費税率8%で、水道料金の3分の1に係る額が消費税率10%となり、消費税率8%と10%が混在してのご請求となります。